

2021年11月19日  
株式会社国際協力銀行

国際協力銀行（JBIC）「現地実査実施案件に関する実施状況の確認調査報告」に関する質問への回答  
（2021年9月13日付：「環境・持続社会」研究センター（JACES）、国際環境 NGO FoE Japan、メコン・ウォッチより受領）

JBIC への質問	JBIC からの回答
<p>1. 実査対象案件の抽出方法について、以下の点を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. 抽出母数は「実施状況の確認調査報告」で示されていた 51 件か。</li><li>b. うち 6 件という抽出数にしたのはなぜか。</li><li>c. 6 件のうち 2 件が風力発電案件であることで、分析に偏りが生じる恐れを考慮しなかったのか（もしくは、分析の対象とする影響が含まれないことを明記すべきではなかったか）。</li><li>d. 先住民が影響を受ける案件を抽出しなかった理由はなぜか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>a. ご認識のとおりです。</li><li>b. 2015 年改訂時の実査調査と同様の件数としています。</li><li>c. 実査調査は、受入側の協力を得ながら進めているものであり、特に今回については現地での新型コロナウイルス感染症拡大の状況も踏まえ、調査の受入が可能な案件を対象に実施しています。網羅性という観点では、本年 3 月の机上調査報告を通じ、現行ガイドラインが適用されるカテゴリ A 案件の全件を含む案件を対象に広く調査を実施済みです。</li><li>d. 上記 c. 参照。</li></ul>
<p>2. 住民へのヒアリングを行った 2 案件について、以下の点を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a. ヒアリング対象住民の選定方法（貴行は事業者を通してヒアリングを調整したとのことであったが、どのような住民をヒアリングの対象として事業者へ調整を依頼したのか。また、事業者はどのように住民を選定したのか）。</li><li>b. ヒアリング対象住民の中に騒音基準超過が確認された地域（P.5-6）の住民が含まれるか。</li><li>c. ヒアリング対象住民の中に建設業者を相手取った訴訟（P.7）を行った住民が含まれるか。</li><li>d. ヒアリング対象住民の中に非自発的住民移転及び生計手段の喪失の対象者（P.8）が含まれるか。</li><li>e. ヒアリング対象住民の中に第三者からの指摘（P.9）を行った住民が含まれるか。</li><li>f. ヒアリング対象住民の中に当該事業の建設及び稼働に係る労働者は含まれるか。</li><li>g. 住民へのヒアリングの際、事業者や政府関係者等による同席の有無</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>a. 移転対象者及びサイト周辺居住者を対象としています。</li><li>b. 移転対象者を含みますが、当該地域の住民は含まれていません。</li><li>c. 当該内容をヒアリング直前に把握したため、含まれていません。</li><li>d. 含まれています。</li><li>e. 当該内容をヒアリング直前に把握したため、含まれていません。</li><li>f. ヒアリング対象住民の中に当該事業の被雇用者も含まれています。</li><li>g. 事業者の同席はありましたが、政府関係者の同席はありません。</li></ul>

<p>3. 住民へのヒアリングを行わなかった4案件について、以下の点を教えて頂きたい。</p> <p>a. ヒアリングを行わなかった各案件ごとの理由</p> <p>b. 騒音基準超過が確認された地域 (P.5-6) の住民が含まれるか。</p> <p>c. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失が行われた2案件 (P.8) が含まれるか。</p> <p>d. 第三者からの指摘 (P.9) を行った住民が含まれるか。含まれる場合はその指摘内容</p>	<p>a. 現地住民への影響が見込まれないためです。</p> <p>b. 含まれていません。</p> <p>c. 含まれていません。</p> <p>d. 含まれていません。</p>
<p>4. ESIA 報告書ではなく環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成された1案件について、環境管理計画及び環境モニタリング計画の中で、環境への影響が記載されていた (P.10)、と判断した一方で、これをガイドライン上 ESIA 報告書ではないと JBIC が判断した理由は何か。なお、ガイドライン上、ESIA 報告書の名称は現地制度に依拠するものではないと理解している。</p>	<p>当該案件は、現地制度に基づき、ESIA 報告書は求められず、環境管理計画書及び環境モニタリング計画の作成・承認が求められた案件のためです。</p>
<p>5. ESIA 報告書が公開されなかった1案件 (P.10) について、「公開の要望があった場合は当局により情報提供が可能とされている」とあるが、現地事務所等で要望があれば閲覧・複写が可能な状態ということか。それとも質問内容を口頭で返答しているという意味か。また、要望件数、開示件数はそれぞれ何件か。</p>	<p>公開の要望がある場合に当局より情報提供が可能である旨は確認していますが、今次調査においてご照会の点は把握しておりません。</p>
<p>6. ESIA 報告書が作成された5案件 (P.10) は、各案件の ESIA 報告書が貴行ウェブサイト上で公開されているか。また、環境管理計画及び環境モニタリング計画が作成された案件 (P.10) については、各文書が貴行ウェブサイト上に公開されているか。</p>	<p>弊行ウェブサイト上でそれぞれ公開されています。</p>
<p>7. 脚注4 (P.10) によれば、ESIA 報告書が作成された5案件の中で、「概要」、「政策的、法的、及び行政的枠組み」、「代替案の分析」に係る記載がない案件が存在したとのことであるが、これら記載がなかった項目については、貴行のウェブサイト上に関連情報が一切公開されなかったということか。あるいは、貴行が質問状/現地実査を通じて事業者を確認した情報や貴行が入手したその他の文書について、貴行のウェブサイト上に公開されているか。</p>	<p>今次調査において各個別案件におけるご照会の点は把握しておりません。なお、ご指摘の各項目に関しては、環境ガイドライン上、「記述されていることが望ましい」とされているものです。</p>

<p>8. 「当該案件に対して特段の苦情や反対運動は発生していない」(P.3)と記載する一方で、建設業者を相手取った訴訟(P.7)や第三者からの指摘(P.9)で苦情が寄せられているように見受けられるが、記載が矛盾していないか。</p>	<p>ご指摘のP.3における委員会の設置及び苦情や反対運動に関する記述は、プロジェクト計画段階の環境影響評価手続におけるものを指した記述である一方、P.7及びP.9の記述については、環境影響評価手続以降のモニタリング時におけるものとなりますため、記載は特に矛盾していないものと考えております。なお、P.7及びP.9の記述につきましては、今次調査報告書のとりの対応がとられていることを確認しています。</p>
<p>9. 騒音の基準超過が確認された2案件のうち、移転対象地域に国際的なガイドライン値を超過することが見込まれる住居が存在することが確認された案件(P.6)では、当該住居に住む住民が移転を拒否した場合の対応策はあるのか。</p>	<p>ご照会の案件では、既に当該住居に住む住民の移転が合意され完了済みです。</p>
<p>10. 作業員の中の一定割合を地元住民から雇用している(P.6)とあるが、各案件について事業稼働前(建設時)の地元雇用と稼働後の地元雇用の割合はそれぞれの程度か。一般に建設時の雇用は一時的なものであるケースが多く、地域の雇用面での貢献は短期かつ限定的であると理解している。</p>	<p>全件の稼働前後の割合推移は今次調査で把握しておりませんが、稼働後の雇用状況が把握できた案件では、地元雇用が殆どの案件、建設時よりも地元雇用の割合が増加している案件、地元雇用を優先する方針を有する案件等が確認できています。</p>
<p>11. 社会的弱者への配慮が確認された2案件(P.7)について、生計回復計画の優先適用はどのような判断基準で行われたのか。職業訓練等を受けた被影響住民はその後、生計回復において関連する技術を活かすことができたか。</p>	<p>判断基準は案件毎に異なり、寡婦や高齢者等を社会的弱者と判断する案件、個別の要件を満たす家庭を社会的弱者と判断する案件が確認できています。職業訓練では、当該職業において必要となるライセンスを取得するための支援も含まれています。</p>
<p>12. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失が生じた2案件(P.8)について、以下の点を教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 再取得価格に基づいたものか。</li> <li>b. 補償が事前に支払われたか。</li> <li>c. 以前の生活水準や収入機会、生産水準より改善または少なくとも回復したか。</li> <li>d. 住民移転計画及びコミュニティ開発計画等の公開の有無/方法・言語・主な項目/内容</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 再取得価格に基づいたものと認識しています。</li> <li>b. 補償が事前に支払われた/支払われることを確認しています。</li> <li>c. 対策実施中を含め、回復/改善傾向にあることを確認しています。下記g.のとおり苦情も特段寄せられていません。</li> <li>d. いずれも公開(内容に応じて対象住民等に公開)し、案件に応じて英語または現地語で作成。主な項目は法的枠組み、社会経済状況、補償の内容、協議の方法、スケジュール、予算等です。</li> </ul>

<p>e. 対象者との協議の有無・方法・内容・対応策・協議記録の有無</p> <p>f. 緩和策や補償に関する対象者との合意の有無</p> <p>g. 移転・補償・生活再建に係る対象者からの苦情の有無</p> <p>h. 移転・補償・生活再建に係る交渉における対象者への脅迫、強制、差別、干渉、意識操作等の有無</p>	<p>e. いずれも説明会が開催され、補償内容や開発プログラムの協議を実施し、主要な協議記録についても作成されていることを確認しています。</p> <p>f. 交渉継続中の対象者を除き、合意を確認しています。</p> <p>g. 苦情は特段寄せられておりません。</p> <p>h. 上記 g. のとおり苦情は特段寄せられていません。</p>
<p>13. モニタリング結果を公開していない 3 案件 (P.9) について、「事業者自らモニタリング結果を一般公開することは計画されていないが、要請に応じて適切に対応することとしている」とあるが、現地事務所等で要望があれば閲覧・複写が可能な状態ということか。それとも質問内容を口頭で返答しているという意味か。また、要請件数、開示件数はそれぞれ何件か。</p>	<p>各個別案件において「要請に応じて適切に対応する」旨を確認しておりますが、今次調査においてご照会の点については把握しておりません。</p>
<p>14. 各案件の ESIA の言語 (P.9) について、「プロジェクト実施国の公用語もしくは広く利用されている言語で作成されていた」とあるが、公用語で作成された案件と広く利用されている言語で作成された案件はそれぞれ何件か。</p>	<p>公用語で作成された案件は 5 件、広く利用されている言語で作成された案件は 1 件です。</p>